

平成30年度 行政不服審査会の活動状況

目次

I 諮問・答申の状況	1
1 諮問・答申の概況	1
2 新規諮問事件の状況	1
(1) 審査関係人等の状況	1
①審査庁（行政機関単位）	1
②審査請求人	2
③参加人	2
④処分庁	2
(2) 諮問月別諮問件数	3
(3) 審査請求から諮問までの期間	3
3 調査審議及び答申の状況	3
(1) 部会開催回数	3
(2) 調査審議における各種手続の実施状況	4
(3) 平成30年度に答申した諮問事件の調査審議期間及び部会開催回数	4
(4) 答申例	5
(5) 答申における付言等の実績	5
II 審査会の運営等	13
1 総会（運営会議）の開催状況	13
2 行政不服審査交流会への参加	13
3 研修会の実施	13
<参考資料>	14

Ⅰ 諮問・答申の状況

1 諮問・答申の概況

平成30年度の諮問事件（前年度繰越事件及び新規諮問事件をいう。以下同じ。）は108件であり、その内訳は、前年度繰越事件が15件、新規諮問事件が93件であった。これに対し、当審査会が、平成30年度中に行った答申は90件であり、うち、審査庁の判断を妥当としたものが82件、妥当でないとしたものが8件であった。

また、平成30年度は、諮問の取下げが7件あり、平成30年度末時点で、当審査会において調査審議中の件数は、8件であった。

なお、平成30年度は、中間答申の実績はなかった。

表1 諮問件数、答申件数等の実績

	前年度繰越件数 (a)	新規諮問件数 (b)	合計 (a+b)	答申件数(c)				取下げ 件数 (d)	合計 (c+d)	翌年度繰越件数
				審査庁の 判断を妥当 としたもの	審査庁の 判断を一部 妥当でない としたもの	審査庁の 判断を 妥当でない としたもの	その他			
平成28年度		13	13	6	4	0	2	0	6	7
平成29年度	7	61	68	50	36	4	10	0	52	15
平成30年度	15	93	108	90	82	0	8	0	97	8
累 計	22	167	189	146	122	4	20	0	155	30

（注）平成29年度は、調査審議の手続の併合により、2件の諮問に対して答申が1件という事例があるため、諮問件数の合計（a+b）と、答申件数及び取下げ件数の合計（c+d）の差は、翌年度繰越件数とは一致しない。

平成30年度は、調査審議の手続の併合により、3件の諮問に対して答申が1件という事例及び2件の諮問に対して答申が1件という事例があるため、諮問件数の合計（a+b）と、答申件数及び取下げ件数の合計（c+d）の差は、翌年度繰越件数とは一致しない。

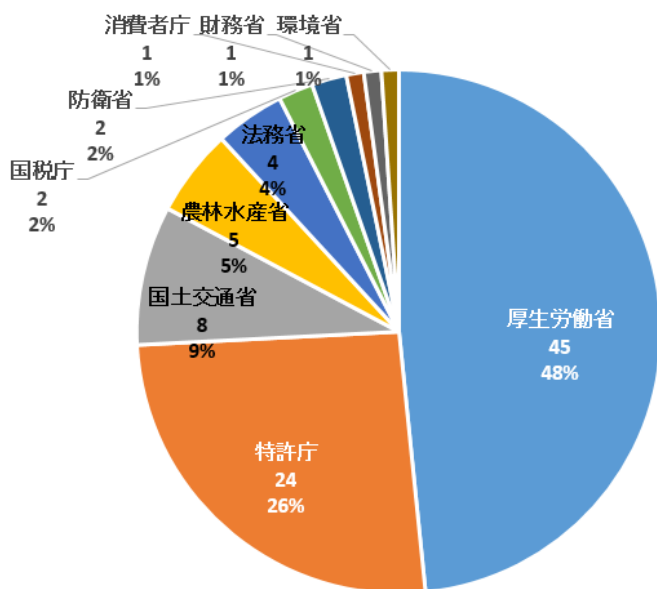
2 新規諮問事件の状況

（1）審査関係人等の状況

①審査庁（行政機関単位）

平成30年度の新規諮問事件は、審査庁（行政機関単位）別に見ると、図1のとおりであった。最も多いのは厚生労働省の45件であり、全体の約48%を占めている。

図1 新規諮問事件の審査庁（行政機関単位）別件数（平成30年度）



②審査請求人

平成30年度の新規諮問事件は、審査請求人の属性別に見ると、審査請求人が処分の名宛人であるものが92件（個人59件、法人34件¹）、処分の名宛人以外の者であるものが1件（法人）であった。

なお、代理人（法定代理人を除く。）によってされた諮問事件は、42件（約45%）であった。

③参加人

平成30年度の新規諮問事件では、参加人が参加した諮問事件はなかった。

④処分庁

平成30年度の新規諮問事件は、処分庁（機関単位）の属性別に見ると、審査庁と同じ国の行政機関の長（大臣等）が37件、審査庁の下級行政庁（地方支分部局等）が29件、地方公共団体の機関²が19件、独立行政法人が6件、特別の法律により設立される民間法人が2件であった。

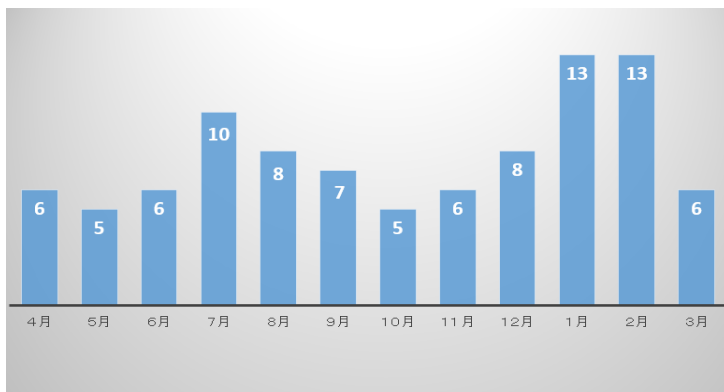
¹ 個人と法人の両者が審査請求人となっているものが1件ある。

² 法令に特別の定めがある場合には、地方公共団体の機関が行った処分等であっても、国の行政機関が審査庁となり、当審査会に諮問される場合がある。（例：法定受託事務に係る処分等について地方自治法255条の2第1項）

(2) 諮問月別諮問件数

平成30年度の新規諮問事件は、諮問された月別に見ると、図2のとおりであった。

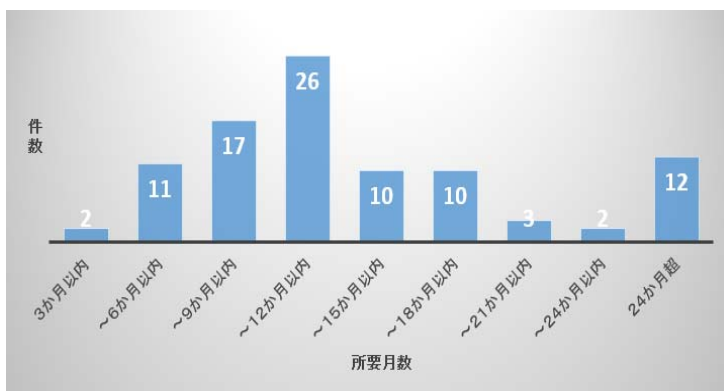
図2 新規諮問事件の諮問月別分布（平成30年度）



(3) 審査請求から諮問までの期間

平成30年度の新規諮問事件は、審査請求年月日³から当審査会に諮問されるまでの期間を月単位で見ると、図3のとおりであった。

図3 諮問までの所要月数の分布（平成30年度新規諮問事件）



3 調査審議及び答申の状況

平成30年度の諮問事件に係る調査審議及び答申の状況は、以下のとおりであった。

(1) 部会開催回数

平成30年度の各部会の開催回数は、第1部会が36回、第2部会が27回、第3部会が42回であった。

³ 審査庁から提出された諮問書別紙に記載された「審査請求年月日」をいう。

(2) 調査審議における各種手続の実施状況

調査審議における各種手続の実施状況は、表2のとおりであった。平成30年度は、行政不服審査法78条に基づき、当審査会に提出された主張書面又は資料の閲覧等を実施した諮問事件が7件、行政不服審査会運営規則13条に基づき、審査関係人に対して口頭での説明を求め、聴取した諮問事件が1件あった。

表2 調査審議における各種手続の実施状況（平成30年度）

実施した手続	参考人陳述	鑑定	口頭意見陳述	閲覧等	口頭説明の求め
事件数	0	0	0	7	1

(3) 平成30年度に答申した諮問事件の調査審議期間及び部会開催回数

平成30年度に答申した諮問事件の調査審議期間（答申までの所要月数）の分布及び部会開催回数の分布は、それぞれ図4及び図5のとおりであった。

図4 諮問事件の調査審議期間の分布（平成30年度に答申したもの）

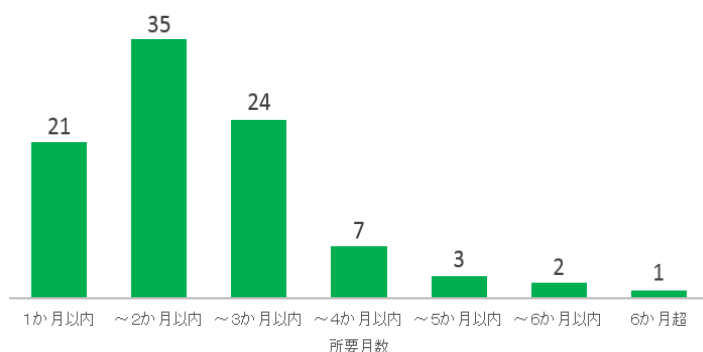
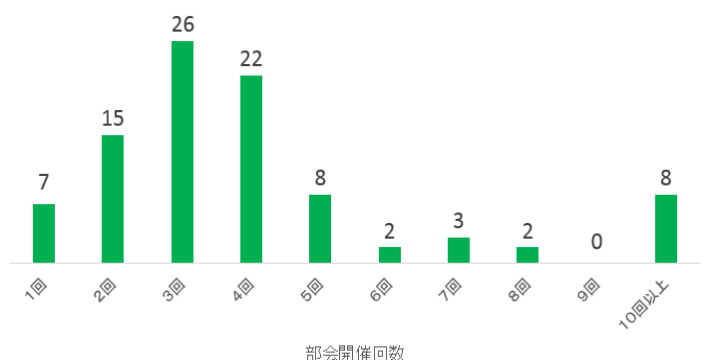


図5 諮問事件の部会開催回数の分布（平成30年度に答申したもの）



(4) 答申例

平成30年度の答申は、表1にもあるとおり、審査庁の判断を妥当としたものが82件、妥当でないとしたものが8件であった（答申の内容については、以下のURLを参照。）。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/fufukushinsa/toushin.html

なお、審査庁の判断が妥当でないとした答申は、表3のとおりであった。

表3 審査庁の判断が妥当でないとした答申

答申番号	答申日	審査庁	原処分の概要
平成30年度 答申第6号	平成30年 5月16日	環境大臣	廃棄物の処理及び清掃に関する法律15条1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請に対する不許可処分
平成30年度 答申第13号	平成30年 5月29日	厚生労働大臣	中小企業退職金共済法10条5項の規定に基づく退職金減額認定処分
平成30年度 答申第23号	平成30年 7月25日	厚生労働大臣	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法4条の規定に基づく特別弔慰金の請求に対する却下処分
平成30年度 答申第24号	平成30年 7月26日	農林水産大臣	広島県漁業調整規則8条の規定に基づく船舶使用潜水器漁業の許可申請に対する制限付き許可処分
平成30年度 答申第47号	平成30年 10月31日	消費者庁長官	不当景品類及び不当表示防止法8条1項の規定に基づく課徴金納付命令
平成30年度 答申第79号	平成31年 3月19日	厚生労働大臣	賃金の支払の確保等に関する法律7条の規定に基づく立替払事業に係る未払賃金額等の確認申請に対する確認処分
平成30年度 答申第82号	平成31年 3月22日	防衛大臣	即応予備自衛官を免ずる処分
平成30年度 答申第84号	平成31年 3月26日	農林水産大臣	国家公務員退職手当法12条1項の規定に基づく退職手当の全部を支給しないこととする処分

(5) 答申における付言等の実績

当審査会では、答申において、審査庁又は処分庁における当該答申に係る処分根拠法令の運用が不適切であると考えられた場合や、行政不服審査法に基づく審理手続等が不当であると考えられた場合等について、その改善を求める観点から、問題点を指摘し、必要な措置について付言を行うことがある。

平成30年度の答申では、9件の答申（平成30年度答申第9号、第15号、第28号、第43号、第51号、第56号、第59号、第82号、第83号）において付言が行われた。⁴

⁴ ここでは、「付言」の項目を立てている答申についてのみ記載している。

付言は、項目別に見ると、原処分における理由の提示に関する付言（４件）、原処分の実施に関して必要な基準を定める法令の未整備に関する付言（４件）などとなっている。⁵

各項目の主な付言の該当部分は、以下のとおりである。

ア 原処分における理由の提示について付言したもの（４件）

【①労働者災害補償保険法に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学援護費の支給申請に対する不支給決定に係る審査請求事案】

- ・ 本件不支給決定の通知書には、不支給の理由として「本件申請のなされた労災就学等援護費支給申請については、労災傷病名と死亡との間に相当因果関係が認められないことから不支給と決定したものです。」と記載されているのであるが、処分庁は、別の手続である遺族補償年金等の支給の請求に対して、本件労働者の死亡と同人が患っていた業務災害による傷病との間に相当因果関係はないと判断し、遺族補償年金等不支給決定を行ったものであり、本件申請に対する判断は、遺族補償年金の支給決定がないことを前提に行ったものであって、本件申請そのものに対する判断として業務災害による傷病と死亡との因果関係を判断したものではないはずである。したがって、上記理由の記載方法が適切かどうかには疑問の余地もある。

労災就学援護費は、保険給付としての遺族補償年金の支給決定がなされ遺族補償年金の支給を受けることになった者に対して、更にその援護として支給されるものであることから、審査請求人が遺族補償年金の支給決定を受けていないことが、本件不支給決定の理由であることが理解できるような説明がなされることが望ましい。

（平成３０年度答申第５９号（平成３０年度諮問第５８号））

※同様の付言として、平成３０年度答申第１５号（平成３０年度諮問第８号）
及び平成３０年度答申第４３号（平成３０年度諮問第４０号）

【②即応予備自衛官を免ずる処分に係る審査請求事案】

- ・ 本件免職処分については、上記で指摘したとおり、処分庁が本件免職処分の際に審査請求人に交付した辞令書には「即応予備自衛官を免ずる」との記載があるのみで、辞令書の交付に当たり本件免職処分の理由、免職事由に該当する具体的な事実及び本件訓令の該当条項が明らかにされていない。公務員の身分に関してされる処分については、不利益処分の際の理由の提示等の行政手続法（平成５年法律第８８号）の規定は適用しないとされている（同法３条１項９号）が、これは、公務員に対する処分等に適した手続の整備については、必要に応じ、国家公務員法等の公務員管理法制の体系の中で適切に措置されるべき

⁵ 一つの答申において、複数の項目にわたって付言しているものもある。

との考え方等に基づくものである。ここで、公務員管理法制において、特別職国家公務員は国家公務員法の適用はなく、特別職国家公務員である自衛官に対する処分等については、自衛隊法で一定の手続が規定されているが、本件の即応予備自衛官についてはその一定の手続を適用しないとされている。即応予備自衛官に対する処分等に適した手続の在り方については、自衛隊法を所管する審査庁において検討すべき事柄であるが、即応予備自衛官の免職処分が公務員の身分に関わる不利益処分であることを踏まえると、処分の客観性及び判断の慎重と合理性を担保し、かつ処分の名宛人に処分の理由を理解させると同時に事後救済手続上の便宜に資する観点から、免職処分に当たり、その理由（少なくとも本件訓令の該当条項）を名宛人に対して明らかにするような措置が必要というべきである。

（平成30年度答申第82号（平成30年度諮問第55号））

イ 原処分の実施に関して必要な基準を定める法令の未整備について付言したもの（4件）

【労働者災害補償保険法に基づく社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の交付申請に対する不交付決定に係る審査請求事案】

- ・ 労災保険法29条2項は、社会復帰促進等事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定める旨規定しているにもかかわらず、アフターケアの実施に関して必要な基準を定めた厚生労働省令はこれまで制定されておらず、手帳の交付は、実施要領に基づいて行われているにすぎない。手帳の交付に関する基準として、厚生労働省令の定めが求められるところである。

加えて、手帳の交付に関する決定が処分である以上、当該処分は法令に基づいて行われるべきものであり、この意味でも、手帳の交付に関する厚生労働省令の定めが求められる。実施要領は、法令の定めの下で、法令の趣旨目的に従って行政庁が設定する審査基準となるものにすぎない。

アフターケアの実施に関して必要な基準を厚生労働省令で何も定めることなく、実施要領のみに準拠して処分を行うことは問題があることを、審査庁は認識すべきである。

これまで、労災保険法29条1項の社会復帰促進等事業の1つである労災就学援護費を支給しない旨の決定につき、平成15年に最高裁判所が「労働基準監督署長の行う労災就学援護費の支給又は不支給の決定は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者又はその遺族の上記権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分当たるものと解するのが相当である。」（最高裁判所平成15年9月4日第一小法廷判決・集民210号385頁）と判示して、これを処分であると明言したところであるが、今日に至るまで、アフターケアを含む社会復帰促進等事業の実施に関する厚生労働省令を整備することなく、依

然として実施要領のみに従った処分が行われていることは、法システムの在り方として多くの問題を抱えているものであり、この点につき改善が望まれる。

(平成30年度答申第56号(平成30年度諮問第54号))

※同様の付言として、平成30年度答申第15号(平成30年度諮問第8号)【再掲】、
平成30年度答申第43号(平成30年度諮問第40号)【再掲】
及び平成30年度答申第59号(平成30年度諮問第58号)【再掲】

ウ その他(5件)

①申請者に対する適切な情報提供について付言したもの

【旅券法に基づく一般旅券の発給申請に対して有効期間及び渡航先を限定して した一般旅券の発給に係る審査請求事案】

- ・ 審査請求人は、平成30年2月7日付け主張書面において、申請時に渡航先をC国としか記載しなかったことを根拠に、C国以外への渡航が禁止されるとは思いつまなかった旨主張しているところ、確かに、申請者が、旅券法の条文及び一般旅券発給申請書の記載から、上記2(1)のような解釈、すなわち、法13条1項1号にいう「渡航先」が、外務大臣が指定する地域以外の全ての地域をいい、そのいずれかの国に施行されている法規によりその国に入ること認められない者は、同号に該当するものとされること、並びにその者が旅券の発給を求める場合、外務大臣等は、一般旅券発給申請書及び渡航事情説明書における渡航先等の記載に基づいて、限定旅券の発給の可否や渡航先及び有効期間を決定するという審査の仕組みであることにつき、的確に理解することは困難といわざるを得ない。

外務大臣等は、法13条1項1号に該当する者が、上記の旅券法の解釈や制度の仕組みを適切に理解した上で申請ができるよう、適切な情報提供を行うよう努めるべきである。

(平成30年度答申第9号(平成29年度諮問第48号))

②処分庁における適切な資料の取扱いについて付言したもの

【賃金の支払の確保等に関する法律に基づく立替払事業に係る未払賃金の額等の 確認申請に対する不確認処分に係る審査請求事案】

- ・ 審査庁が行政不服審査会に諮問するに当たっては、事件記録の写しを添えてしなければならないところ(行政不服審査法(平成26年法律第68号)43条2項)、本件事件記録中には、処分庁の担当官が、本件関係人から提出を受けた原資料そのもの書き込みをした資料の写しが編てつされており、その中には、本件において重要な資料となった本件賃金台帳の写しも含まれていたものである。そのような書き込みのある資料は、関係人からの提出時点で既に当該書き込みがされていたものかが一見して分からない状態のまま事件記録とされると、証拠から事実を認定する過程に不当な影響を与えかねない危険がある

のであるから、関係人から提出を受けた資料の扱いについては十分注意されたい。また、審査庁においては、処分庁に対し、かかる資料の扱いについて注意喚起することも検討されたい。

さらに、審理員及び審査庁においては、審理手続において処分庁から提出を受けた資料の中に書き込みがされた疑いがあるものがある場合には、当該書き込みがされた時期、主体、経過等について確認、調査を尽くし、その結果を事件記録中に明確にしておくべきであって、そのような確認、調査を経ることなく当該書き込み部分をそのまま事実認定に供することはあってはならないものである。

(平成30年度答申第28号(平成30年度諮問第17号))

③処分庁における法令の運用の在り方について付言したもの

【国家公務員退職手当法に基づく退職手当の全部を支給しないこととする処分に係る審査請求事案】

- ・ 処分庁は、本件運用方針に基づいて本件処分を行っているものであるが、本件運用方針は、上記退職手当法施行令17条の趣旨に沿って運用される限りにおいて妥当性を有するものである。

本件運用方針は、非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、全部不支給が原則である旨規定し、その上で、一部不支給にとどめることを検討すべき事情を掲げているところ、上記退職手当法施行令17条の趣旨に照らすと、全部不支給処分をする場合であっても、一部不支給にとどめることを検討すべき事情を十分に参酌すべきは当然である。

本件において、審査請求人の勤務の状況や非違行為に至った経緯等も参酌した上で本件処分を行ったというのであれば、処分の理由として、かかる事情も参酌した上での総合考慮の結果の処分であることが理解できるような説明を行うべきである。

(平成30年度答申第51号(平成30年度諮問第47号))

④処分庁における適切な教示の実施について付言したもの

【即応予備自衛官を免ずる処分に係る審査請求事案】

- ・ 本件免職処分については、本件免職処分の際に、防衛大臣に審査請求をすることができる旨の教示がされていない。教示は、不服申立制度が十分に活用され、国民の権利利益の救済を図るため、処分をする際に処分の相手方に対し不服申立てによる救済を受けられる旨を教える極めて重要な制度であり、行政不服審査法(平成26年法律第68号)82条により処分庁に義務付けられている措置である。審査庁において、今後の免職処分に当たって教示が適切に行われるよう、部内に周知徹底を図るべきである。

(平成30年度答申第82号(平成30年度諮問第55号))【再掲】

⑤不服申立てに係る手続保障の制度的不備について付言したもの

【労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく確定保険料の申告に対する改定確定保険料の決定に係る審査請求事案】

- ・ 事業主は、業務災害支給決定に対して審査請求をすることができ、当該業務災害支給決定の違法の主張はその手続の中ですべきであって、労働保険料の決定の段階ではかかる主張は認められないとの結論は、業務災害支給決定について事業主に明確な手続保障が認められて初めて十分な妥当性を持つものである。

現状においては、事業主が採るべき不服申立ての方法について明確にされているとはいえないのは、前記のとおりである。メリット制を導入して、業務災害支給決定の結果を労働保険料の決定に結合した際に、行政救済のルートに関する十分な検討なり、制度設計なりがなされておらず、そうした問題が本件審査請求の背景になっている点は、所管の行政機関において明確に認識する必要がある。

したがって、本件について、審査庁の判断の結論自体は是認せざるを得ないとはいえ、別個の処分であるからとの形式的な理由で簡単に結論付け、一方で事業主の不服申立てに係る手続保障の制度的不備を放置したまま何らの改善措置も講じないことは、行政機関の態度として妥当とはいえない。

事業主に明確な手続保障が認められないまま放置するのは、審査請求人を含む事業主の利益を損なうものであることから、例えば、業務災害支給決定を行った旨を適用対象事業の事業主に通知する規定を法律に明記するなど、早期の制度的改善が望まれるところである。

(平成30年度答申第83号(平成30年度諮問第85号))

また、これら以外にも、例えば、以下のように、「付言」としてではなく、当審査会の判断に係るいわば本論の中で、付言と類似の内容等を指摘した答申もある。

(i) 審査庁における手続や審理員段階の審理手続等の遅れについて指摘したもの
【原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当の支給規定に該当しない旨の処分に係る審査請求事案】

- ・ 行政不服審査法(平成26年法律第68号)は、その目的を定めた1条1項において、行政不服審査制度の目的を「国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度」と規定し、審理の迅速性を実現するため、例えば16条において、審査請求が審査庁の事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでの期間を審理期間とした上、審査庁に対し、標準審理期間を定める努力義務を課して、審査請求手続が迅速に行われることも国民の権利保護のための重要な要素と位置付けて

いる。本件では、上記(1)のとおり、審査庁が審査請求を受け付けてから当審査会への諮問に至るまで126週間を要し、とりわけ受付から審理員を指名するまでに107週間を費やした結果、審理手続が開始されたのは受付から2年以上経過した後であった点には、前述した行政不服審査制度の趣旨に照らして大きな問題があると言わざるを得ない。審査庁において速やかに改善が図られるべき必要があるものと思料する。

(平成30年度答申第66号(平成30年度諮問第61号))

※同様の指摘として、平成30年度答申第21号(平成30年度諮問第9号)、平成30年度答申第22号(平成30年度諮問第12号)、平成30年度答申第38号(平成30年度諮問第29号)、平成30年度答申第52号(平成30年度諮問第49号)、平成30年度答申第57号(平成30年度諮問第53号)、平成30年度答申第73号(平成30年度諮問第73号)、平成30年度答申第86号(平成30年度諮問第60号)、平成30年度答申第87号(平成30年度諮問第62号)

(ii) その他(処分庁における法令の運用の在り方について指摘したもの)

【国家公務員退職手当法に基づく退職手当の全部を支給しないこととする処分に係る審査請求事案】

- ・ 上記のとおり、退職手当法2条1項所定の職員が懲戒免職処分を受けて退職した場合の退職手当については、「政令で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。」とされており、このような規定ぶりとは本件改正に至る検討会での議論の経緯、国家公務員の退職手当が上述したような複合的な性格を有するものであることに照らせば、本件改正前の退職手当法の下では懲戒免職処分を受けて退職した場合の退職手当は支給しないとされていたとしても、現行法の下では、懲戒免職処分を受けた者に対して退職手当を全部支給しないことが法律上当然の原則であるとはいえず、退職手当の全部又は一部を支給しないこととするか否かは、政令で定める各事情をそれぞれ勘案した上で総合的に決定されるべきことは明らかである。

そして、上記の勘案に当たっては、退職手当には、勤続報償的性格だけではなく、生活保障的、賃金後払い的性格もあることを踏まえ、非違の重大性との均衡のみならず、本人の過去の功績の度合いと非違行為によってそれが没却される程度とを比較衡量した上で判断する必要があるというべきであり、現在の司法手続の実務においても、このような判断の仕方が採られている。

この点において、一般の退職手当等の全部を支給しないこととすることを原則とし、まず「当該退職をした者が行った非違の内容及び程度」だけを取り上げた上で、この点に特定の事情が認められるときに限って一部を支給しないこ

ととする処分にとどめることを検討するという処分庁の判断の仕方は、現行法の規定と齟齬するだけでなく、現在の司法手続における判断の仕方とも乖離しており、相当とはいえない。

(平成30年度答申第84号(平成30年度諮問第71号))

II 審査会の運営等

1 総会（運営会議）の開催状況

平成30年度は、委員全員で構成される総会（運営会議）を3回開催し、当審査会の運用等について議論を行った。そして、その議論の結果を踏まえ、より円滑な運用が可能となるよう、行政不服審査会運営規則を1回改正した。

表4 総会（運営会議）の開催実績

	開催日	主な議題等
第12回	平成30年4月10日	・委員の交代等に伴う報告
第13回	平成30年5月22日	・行政不服審査会運営規則の改正 ・平成29年度活動状況等の報告
第14回	平成31年3月20日	・行政不服審査会決定の改正

2 行政不服審査交流会への参加

平成30年12月10日に一般財団法人行政管理研究センターが主催する行政不服審査交流会が開催され、小早川会長代理が開会の挨拶を、戸塚委員が国の行政不服審査の現状と課題に関する講演を行った。

3 研修会の実施

平成31年3月27日に行政管理局と当審査会事務局の合同で各府省の審理員向けの研修会を実施した。

以上

<参考資料>

○行政不服審査会委員名簿（平成30年度）

部会	役職	委員	
第1部会	会長 部会長(常勤)	市村 陽典	元仙台高等裁判所長官
	委員	小幡 純子	上智大学大学院法学研究科 (法科大学院)教授
	委員	中山 ひとみ	弁護士
第2部会	部会長(常勤)	戸谷 博子	元東京高等検察庁検事
	委員	伊藤 浩	行政書士
	委員	交告 尚史	法政大学大学院法務研究科教授
第3部会	部会長(常勤)	戸塚 誠	元総務省総務審議官
	会長代理 委員	小早川 光郎	成蹊大学法科大学院教授 ・法務研究科長
	委員	山田 博	弁護士